主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鈴木熊七の上告趣意について。

所論は、要するに、原審の専権に属する証拠の取捨、判断、並びに事実の認定を 非難するものに帰着するのであつて、上告の適法な理由とすることはできない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官田中巳代治関与

昭和二五年一一月一〇日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	Ħ	藤	裁判官